

令和6年度 大阪府子育てハートフル企業顕彰 募集要項（案）

大阪府では、母子家庭の母及び父子家庭の父（以下、「ひとり親」という。）が円滑に仕事と子育てを両立できる環境づくりを推進するため、ひとり親の雇用及び子育てをしやすい職場環境整備に積極的に取り組む企業等（団体を含む）を表彰します。

このたび、「大阪府子育てハートフル企業顕彰」の表彰対象となる企業を募集します。

1 募集期間

令和6年9月2日（月）～令和6年10月31日（木）※17時必着

2 応募要件

ひとり親の雇用促進等に積極的に取り組んでいる企業等（団体を含む）であって、申請する日において、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 大阪府内に事務所または事業所を設置していること。
 - (2) 労働関係法規及び福祉関係法規を遵守していること。
 - (3) 大阪府暴力団排除条例第2条第1号から第4号のいずれかに該当する者又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
 - (4) 破壊活動防止法に基づく暴力主義的破壊活動を行った者に該当しないこと。
 - (5) 破産法に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てが行われていないこと。
 - (6) その他、法令上、社会通念上又は子どもの福祉の観点から表彰を受賞するに適当でない事由が存在しないこと。
 - (7) 表彰を実施する年度の6月1日現在において、ひとり親を雇用し、定性的評価における視点に基づく取組みを行っていること。
- ただし、雇用者のうち、少なくとも1名については、〈区分1〉は1年間、〈区分2〉は3か月間、継続して雇用していること。

3 表彰の区分

〈区分1〉ひとり親の雇用促進等に貢献し、功績が顕著である企業等

〈区分2〉ひとり親の雇用促進等の機運醸成につながる優れた支援や取組を行っている企業等
（ひとり親・子育て世帯の働きやすい環境づくり等に加えて、子育てにかかる経済的支援や子育てに関する地域・社会への貢献活動を行っている企業等）

4 スケジュール

募集開始	令和6年	9月2日（月）
応募受付締切	令和6年	10月31日（木） 17時必着
審査部会	令和6年	12月中旬～下旬
審査結果通知	令和7年	1月上旬～中旬
表彰式（予定）	令和7年	2月11日（火）

5 応募方法

応募用紙に必要事項を記載のうえ、添付書類とともに令和6年10月31日（木）（17時必着）までに、以下の事務局へ電子メール、郵送または持参にて提出してください。

※「3表彰の区分」〈区分1〉、〈区分2〉の両区分に応募いただくことも可能です。ただし、両区分において表彰基準を満たす場合も、表彰はいずれかの区分におけるものとし、表彰する区分については、大阪府で決定させていただきます。

◇提出書類

（1） 応募用紙

応募用紙の様式は以下のいずれかの方法により入手してください。

ア 大阪府ホームページからダウンロードしてください。

<https://www.pref.osaka.lg.jp/kosodateshien/kensyou/>※※

イ 事務局へ請求してください。（平日9時30分～17時）

（2） 添付書類

- ・会社・団体概要がわかる資料（パンフレット等）
- ・取組状況がわかる資料があれば、一部添付してください。

◇提出・問い合わせ先

大阪府 福祉部 子ども家庭局 子育て支援課 事業推進グループ

〒540-8570 大阪市中央区大手前3丁目2-12 大阪府庁別館6階

E-mail hitorioya@gbox.pref.osaka.lg.jp

電話 06-6944-6984

FAX 06-6944-3052

※電話及び窓口の受付は、平日9時30分から17時まで

6 評価の方法

以下の選定基準に基づき、外部委員で構成する「大阪府障がい者等の職場環境整備等支援組織認定等審議会ひとり親雇用等貢献企業顕彰審査部会」による評価等を踏まえ、知事が被表彰者を決定します。

〈区分1〉ひとり親の雇用促進等に貢献し、功績が顕著である企業等

「A 定量的評価」と「B 定性的評価」の合計点（100点満点）で表彰企業を決定します。（応募多数の場合は原則上位3企業（団体）まで）

A 定量的評価（満点50点）

令和6年6月1日現在における、正社員・正職員のひとり親の雇用率又は雇用者数のいずれか高い方の点数に正社員・正職員のひとり親の平均勤続年数の点数を加算し、その合計点数で評価します。

※本顕彰基準における「正社員・正職員」とは、雇用期間に定めがなく（定年まで雇用される場合を含む）、フルタイム（事業所で定められている1週間の所定労働時間）で勤務する者（ただし、育児・介護等の理由により短時間勤務が認められている者を含む）をいいます。

※令和6年6月1日現在ひとり親ではないが、採用時にひとり親であった者を含みます。

※雇用率とは正社員・正職員の労働者に占める正社員・正職員のひとり親の比率をいいます。

※雇用者数とは正社員・正職員として雇用しているひとり親の労働者数をいいます。

① ひとり親の雇用率又は雇用者数（いずれか高い方の点数で採点）

雇用率（％） （小数点第3位を 四捨五入）	点数
1.50～1.74	15点
1.75～1.99	20点
2.00～2.24	25点
2.25～2.49	30点
2.50～	35点

雇用者数（人）	点数
1～4	15点
5～8	20点
9～11	25点
12～14	30点
15～	35点

② ひとり親の平均勤続年数（令和6年6月1日現在）

3年未満	3点
3年以上4年未満	6点
4年以上5年未満	9点
5年以上6年未満	12点
6年以上	15点

B 定性的評価（満点50点）

（※各取組につき10点満点で採点し、50点を上限とする）

令和6年6月1日現在において、下記①～⑤の評価の視点に基づく優れた支援や取組を行っている企業等について、その取組を評価します。

定 性 的 評 価 の 視 点	<p>① ひとり親・子育て世帯のための休暇制度の充実 (取組事例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子の看護休暇 ・ 臨時休園（校）に係る休暇 <p style="text-align: right;">等</p>
	<p>②ひとり親・子育て世帯の働きやすい環境づくり (取組事例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 相談窓口の設置 ・ 事業所内保育施設の設置 <p style="text-align: right;">等</p>
	<p>③ひとり親・子育て世帯への柔軟な勤務への対応 (取組事例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子育て・介護が必要な職員への勤務時間短縮 ・ 出社・退社時間のフレックスタイム制度の導入 ・ テレワーク制度の導入 <p style="text-align: right;">等</p>
	<p>④職場復帰のための支援制度の充実 (取組事例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 復帰前・復帰後面談 ・ 育児休業者職場復帰支援プログラム <p style="text-align: right;">等</p>
	<p>⑤その他独自の取組み (取組事例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 母子家庭等就業・自立支援センターへの求人情報提供 ・ ひとり親のエンパワメントや自己肯定感につながる取組み ・ 社内報やイントラネット等により子育て支援に関する制度を周知 ・ 家族親睦会など従業員間の子育てに対する理解に向けた取組 ・ 社内行事への家族参加が可能 <p style="text-align: right;">等</p>

※一つの視点において複数の取組がある場合は、各取組につき10点満点で採点します。

(例)①ひとり親・子育てのための休暇制度の充実の視点における取組を5つ以上挙げた場合、視点①のみで上限の50点となる可能性があります。

〈区分2〉ひとり親の雇用促進等の機運醸成につながる優れた支援や取組を行っている企業等

「A 定量的評価」と「B 定性的評価」の合計点（100点満点）で表彰企業を決定します。（応募多数の場合は原則上位3企業（団体）まで）

A 定量的評価（満点30点）

令和6年6月1日現在における、常用労働者のひとり親の雇用率又は雇用者数のいずれか高い方の点数に常用労働者のひとり親の平均勤続年数の点数を加算し、その合計点数で評価します。

※本顕彰基準における「常用労働者」とは、正社員・正職員のほか、1ヶ月以上の有期雇用労働者を含みます。

※令和6年6月1日現在ひとり親ではないが、採用時にひとり親であった者を含みます。

※雇用率とは常用労働者に占める常用労働者のひとり親の比率をいいます。

※雇用者数とはひとり親の常用労働者数をいいます。

① ひとり親の雇用率又は雇用者数（いずれか高い方の点数で採点）

雇用率（％） （小数点第3位を四捨五入）	点数	雇用者数（人）	点数
1.50～1.74	9点	1～4	9点
1.75～1.99	12点	5～8	12点
2.00～2.24	15点	9～11	15点
2.25～2.49	18点	12～14	18点
2.50～	21点	15～	21点

② ひとり親の平均勤続年数（令和6年6月1日現在）

3年未満	2点
3年以上4年未満	4点
4年以上5年未満	5点
5年以上6年未満	7点
6年以上	9点

B 定性的評価（満点70点）

p.4（1）Bと同様に採点（満点50点）し、さらに令和6年6月1日現在において、下記の視点に基づく取組を行っている場合は、別途、評価を行い加点します（満点20点）。

定性的評価の視点	<p>⑥経済的支援制度の充実 (取組事例)</p> <ul style="list-style-type: none">・子育て支援金支給・社内奨学金(従業員の子の就学に係る奨学金)制度 等 <p>⑦子育てに関する地域・社会への貢献 (取組事例)</p> <ul style="list-style-type: none">・母子・父子福祉団体や子育て支援団体等への寄附、寄贈・大阪府子ども輝く未来基金等への寄附・ひとり親や子育て支援団体への活動協力・地域住民向け育児相談の実施・近隣保育所等におけるイベント等への協力・近隣小・中学校のキャリア教育や防犯訓練等学校行事への協力 等
----------	--

7 留意事項

- 応募いただいた内容等について、必要に応じて、ヒアリング等による内容の確認や資料の追加送付等をお願いすることがあります。
- 審査に関する問い合わせ、審査結果に対する異議申し立てについては、一切お受けできません。
- 大阪府暴力団排除条例第2条第1号から第4号の該当の有無を確認するため、大阪府から役員名簿等の提出を求めた場合は、速やかにご提出ください。（各号のいずれかに該当する場合は応募できません。）
- 提出書類等は返却しませんので、ご了承ください。
- 大阪府はご提出いただいた書類等に含まれる個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律、大阪府個人情報の保護に関する法律施行条例及び大阪府情報公開条例を遵守します。

【以下項目につきましては、表彰企業（内定含む）への留意事項です。】

- 表彰内定から表彰式の間、又は表彰後に重大悪質な事案で法令等に違反し、処分を受けた場合、もしくは下記のような事実が認められた場合、表彰を取り消します。
 - ・表彰する日において、応募要件を満たさなくなった場合
 - ・応募内容に関わる虚偽・不正が発覚した場合
 - ・応募内容が他者の権利を侵害していると認められた場合
 - ・その他、法令上、社会通念上又は子どもの福祉の観点から大阪府子育てハートフル企業顕彰を受賞するにふさわしくないと判断される場合
- 表彰企業に選ばれた場合は、可能な限り表彰式にご出席いただくようお願いします。
- 表彰式で撮影された写真や動画、取組内容について、広報等で活用させていただくことがあります。
- 表彰された企業名や活動内容等を新聞、雑誌、インターネット等で公表する場合があります。
- 広報物作成における協力（写真・ロゴマーク等の提供、原稿の確認等）をお願いする場合があります。
- 取組事例の発表等、セミナーにおける協力（講師派遣、発表資料作成等）をお願いする場合があります。